

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立みなみ野小中学校
校長名 仙北谷 仁策 公印

令和8年度教育課程について（届）

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則に基づき、下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

人権尊重の精神に基づき、知・徳・体の調和のとれた豊かな人間性と生きる力を備え、自主性や創造性に富み、社会の共生意識と国際的な視野をもつ児童・生徒の育成を目標とする。さらに、目標達成のため、以下のように具体的な児童・生徒の姿及び学校像を定め全教職員が共通理解の下、その達成をめざす。

【義務教育修了時（十五歳）の姿】（◎は本年度の重点）

- 自ら学び、向上する人 【知】 → 自らすすんで考え、集団から学び、自分の考えをもてる人
- ◎ 思いやりがあり、優しい人 【徳】 → 自他を大切にし、集団のなかで関わりがもてる人
- 心身を鍛え、健康な人 【体】 → 心身が健康で、前向きにはつらつと行動できる人

【めざす学校像】

- 児童・生徒を大切にしている学校 ○児童・生徒が学ぶ意欲をもつ学校
- 児童・生徒が安心して通える学校 ○地域に根ざした学校

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

ア 確かな学力の育成

学習指導要領の趣旨や配慮事項に則り、適正な教育課程の編成・実施と授業時数の確保の下、児童・生徒一人ひとりに「確かな学力」を身に付けさせるため、授業改善や学習環境の工夫・整備を通して、学習指導の一層の充実を図る。【知】

○イ 豊かな心の育成

心豊かで思いやりのある児童・生徒を育成するために人権教育を基盤とし、人との関わり合いを重視した教育活動を推進する。【徳】

ウ 健やかな体の育成

教育活動全体で「心身の健康と社会的な健康」（ウェルビーイング）を目標とし、心身共に健康で意欲的に活動する児童・生徒を育成するため、学校の環境を活用し、日常的に運動に親しむ場や機会を具体的に設定するとともに、組織的な保健や健康に関わる指導を通して家庭との連携を図る。【体】

エ 不登校児童・生徒への支援

不登校総合対策「つながるプラン」に基づき、児童・生徒一人ひとりとの関係づくりを大切にする。早期把握と丁寧な面談等を行い、別室登校やオンラインなど柔軟な学びを保障し、家庭や関係機関と連携して安心できる居場所づくりを進める。

オ いじめ防止等の取組

「いじめを許さないまち八王子条例」及び「八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針」を踏まえ、本校の「学校いじめ防止基本方針」の下、生命尊重の観点から自他の命を大切にする指導を徹底するなかで、いじめのない、児童・生徒が安心して生活できる学校の実現を組織的にめざす。

カ 特別支援教育の充実

障害の有無にかかわらず、一人ひとりの教育的ニーズに基づき、その能力を最大限に伸ばすため、特別支援教育を推進するとともにその理解・啓発に努め、適切な支援が行われる環境を整備していく。

キ 小中一貫教育の更なる充実【みなみ野中学校グループ（みなみ野小、みなみ野君田小）】

みなみ野中学校グループの共通目標として「義務教育修了時（十五歳）の姿」を次のように設定する。

- ・自ら学び、向上する人
- ・思いやりがあり、優しい人
- ・心身を鍛え、健康な人

この目標（姿）をみなみ野小学校、みなみ野君田小学校で共有したうえで、小学校段階では、それぞれの小学校で次のような目標を設定し、適切に連携を図りながら教育活動を計画・実践していく。

【みなみ野小学校】・学んで高める子 ・優しく思いやれる子 ・元気に活動する子

【みなみ野君田小学校】・学んで伸びる子 ・強く優しい子 ・健康に過ごす子

2 指導の重点

(1) 各教科等

ア 各教科（小学校外国語活動を含む）

- (ア) 思考力、判断力、表現力等を育むため、教科等の特性に応じた言語活動の充実を図り、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に努める。授業では、課題を明確にし、見通しをもって取り組み、考え、話し合い、学びを振り返る学習活動を児童・生徒の実態に即して展開し、一人ひとりの学力を着実に付けていく。
- (イ) 各教科・領域の特性に合わせ、1人1台の学習用端末を活用し、他のICT機器と連携させ、個に応じた指導の充実を図る。また教員のICT活用指導力の向上を図るために活用事例の共有や共通実践の推進を図る。
- (ウ) これまで小学校教科担任制等推進校として実施してきている小学校高学年における教科担任制を拡充するとともに、中学年にも採り入れながら、中学校への円滑な接続及び専門性の高い教科指導や生活指導の充実を努める。
- (エ) 小学校第4学年以上では、八王子市学力定着度調査等の結果を踏まえ、八王子ベーシック・ドリルや「はちおうじっ子ミニマム」を活用して国語科及び算数科・数学科における「基礎・基本」を明確にし、ドリル型学習コンテンツを活用した家庭学習を併用しながら、基礎的・基本的な学力の定着を図る。また、みなみ野中学校グループ（みなみ野小中・みなみ野君田小）独自の「みなみ野ミニマム」（都立高校入試問題における学習を基にした系統的な学習課題）を意識した日頃の授業改善を図り、基礎的な学習内容の定着を促進する。
- (オ) 外国の言語や文化・習慣などを体験的に理解させるなど、外国語科・外国語活動を充実させ、アクティビティを通して、コミュニケーション能力の基礎を培う。
- (カ) 学校図書館司書や関係諸機関及び地域・保護者のボランティア人材との連携を通して、朝読書・読み聞かせ等の読書活動を推進する。また、学校図書館の情報センターとしての機能を充実させる。
- (キ) STEAM教育についての研究（1年次）の実践を踏まえ、具体的なカリキュラムや題材の開発など教科横断的な学習のあり方を研究していく。

イ 総合的な学習の時間

- (ア) 横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力、相手に分かりやすいまとめ方・伝え方を身に付けていく。また、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や、探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする。
- (イ) 地域への愛着を深めるために、小中合同で桑都八王子かるたを活用した取組、みなみ野自然塾と連携したみなみ野米の苗作りから収穫までの活動を通して、専門家による協力・支援をはじめ、地域の環境や日本の伝統・文化、更には自らの生き方に関する学習の充実を図る。

ウ 特別活動

- (ア) 児童会・生徒会活動では、異年齢交流活動を通して、上学年は下学年を優しく思いやり、下学年は上学年に尊敬と憧れの気持ちをもつなど、それぞれが自分の立場を知り、役割を果たすことで、学校の集団の一員としての自覚や所属感、連帯感を深め、すすんで集団活動に参加しようとする自主的、実践的な態度を育てる。
- (イ) 集団宿泊的行事では、家庭から遠く離れた自然のなかで宿泊体験をするなどの平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、より良い人間関係を築くなどの集団生活のあり方や公衆道徳などについての体験を積むことができるようにする。

(2) 「特別の教科 道徳」を要とする道徳教育

ア 道徳教育全体計画及び別葉に基づき、道徳教育の要として、道徳科の授業において意図的、計画的に「考え、議論する道徳の時間」を展開して自己を見つめさせ、生涯にわたって生きて働く道徳的心情や道徳的实践を育む授業を重ねていく。

イ 規範意識や公德心、思いやりの心や生命尊重などといった、本校の児童・生徒にとっての道徳的な課題について中心に指導を行う。特にいじめの防止に関わる内容項目については、学期に1回以上実施する。また、道徳授業地区公開講座においては、全学級がその目的を果たせるよう意図的、計画的に道徳授業を行うとともに、保護者や地域に対しても道徳的な啓発を進め、学校、家庭、地域が一体となって児童・生徒の健全育成に関われるようにする。（講師による講演→学校からの取組紹介→参加者による意見交換の3サイクルを実施）

(3) キャリア教育

ア 義務教育9年間を通じたキャリア教育全体目標を達成するために、さまざまな職業の人材と連携した出前授業、地域行事への参加等、他者との関わりを通して自己理解を深め、望ましい勤労観や進路選択能力を育み、将来への進路に向けて発達段階に応じた取組を行うことで希望と意欲を高める。

イ 学年進行及び中学校進学時において、「はちおうじっ子キャリア・パスポート」を活用した引継ぎを確実に、児童・生徒理解に役立てるとともに、家庭とも連携しながら児童・生徒一人ひとりのキャリア形成を図る。

ウ 近隣の養蚕業者との連携を活かした活動、農家や専門家と連携した江戸東京野菜などを育てる活動、職場体験などを通して仕事の工夫や社会の仕組みを学び、働くことの意味や自分の生き方を考える力を育てる。

(4) 特別支援教育

- ア 障害の有無にかかわらず、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、きめ細やかで適切な指導や支援を行い、多様性を認め合うインクルーシブな教育を推進する。また、家庭や地域及び関係機関との連携を図り、学校生活支援シートや連携型個別指導計画を活用した支援を組織的、計画的に行う。
- イ 都立八王子特別支援学校をはじめ、都立特別支援学校等との副籍交流の充実に向け、児童・生徒の実態に応じた連携を図る。
- ウ 小・中学校における特別支援教室での巡回指導（小学校：ステップ教室（仮称）、中学校：フレンズみなみ野）を充実させるとともに、通常の学級における支援のあり方について、校内委員会をはじめとする関係会議や打ち合わせを通して教職員が共通理解を図り、通常の学級における障害者理解教育の推進やユニバーサルデザインの考えを生かした指導を実践する。

(5) 生活指導

ア 生活指導

- (ア) 児童・生徒一人ひとりに自己指導力を身に付けさせるために、生活の決まりや生徒心得に児童・生徒の意見を反映し、児童・生徒、地域の実情に応じて改善していく。
- (イ) 『『生命（いのち）の安全教育』の手引き』や「八王子市教育委員会『生命（いのち）の安全教育』」を基に、児童・生徒が性犯罪・性暴力の加害者・被害者、傍観者にならないための指導を児童・生徒の発達段階に応じて行うことで、自他の心身を大切に育てる。

イ いじめ防止等の取組

- (ア) 学校いじめ対策委員会を設置し、週1回の関連する協議や活動を進めていく。学校全体で問題を共有するとともに、校内外の専門家と連携して組織的に対応する。特に初期対応の重要性について教職員が十分理解し、適切に問題の早期解決を図る。
- (イ) いじめ等の未然防止及び早期発見・対応に重点をおき、日頃から児童・生徒の小さな変化を見逃さないような教職員の意識を高める。また、年3回のふれあい月間でのいじめアンケートに加え、スクールカウンセラーによる全員面接を小学校第2学年（集団）、小学校第5学年（個人）及び中学校第1学年（個人）で実施するなどして、早期発見のための環境整備を行う。
- (ウ) 児童・生徒が相談できる大人がいるようにするために、スクールカウンセラーや養護教諭など、複数の相談窓口を明確にし、児童・生徒が相談先を選べる体制を整える。

ウ 不登校児童・生徒への支援等

- 不登校児童・生徒に対しては、学校に係る健全育成の大きな課題の一つとして捉え、外部関係者・機関をはじめ、校内の教職員で組織的に未然防止・早期解決に取り組む。
- (ア) 不登校対応巡回教員と連携して不登校への対応を組織的、継続的に進められるようにするとともに登校支援スペースの活用を通して社会的自立につなげる。
- (イ) 子ども・若者育成支援センターとの迅速な接続と連携を図る。また、登校支援コーディネーターを核として、個票システムの活用による不登校の未然防止、保護者との連携を強化する。さらに、スクールソーシャルワーカーとの協働については、これまでの経過・実践を更に発展させ、当該児童・生徒及びその保護者の困り感などに寄り添った取組を強化する。

(6) 学力保障の取組（はちおうじっ子ミニマムの取組）

中学校第3学年での「はちおうじっ子ミニマム」を含む各種学力調査の結果を踏まえ、各学年で学習すべき内容の完全習得をめざす。また、オリオンタイム（小学校）や、補習教室（中学校）による基礎学力の底上げを図る。

(7) 特色ある教育活動

ア 義務教育9年間を見通した小中一貫教育の取組（グループ校での共通の取組）

- (取組1) 上級生としての自覚と上級生への憧れの気持ちを醸成するために、中学校第2学年と小学校第6学年による生徒会・部活動説明会などの活動を行う。
- (取組2) 学力定着プロジェクトチームを設置し、はちおうじっ子ミニマムなどの学力調査を協働で分析して指導上の課題把握及び授業改善に取り組む。また、小学校修了までにどの学年で履修・定着の徹底を図るかを明確にし、その学年の学習内容を確実に定着させる。（「みなみ野ミニマム」）
- (取組3) 主体的に学び、自立した児童・生徒を育てるため、特に児童・生徒の状況把握、学習面、生活指導面の共通実践、規範意識の高揚や不登校対応などについて、中学校との円滑な接続を図る。
- (取組4) 「地域の子どもは地域で育てる」という意識を保護者・地域と共有するため、地域と協働した防災訓練、青少対の清掃活動等、地域との連携を深める取組を行う。

イ その他

- (ア) 義務教育9年間を見通した情報活用能力系統表を活用し、年3回の小中一貫教育の日において、実践したことを共有することを通して、みなみ野中学校グループの3校が連携しながら、児童・生徒のICT活用に関する資質、能力を育成する。また、小・中学校の継続性を意識し、児童・生徒が学年や発達の段階に応じて自分の意見を書いたり、意見交流に活用できたりするなど、情報活用能力を向上させる。
- (イ) 地域主催の活動（清掃活動など）の案内の配布や掲示をするとともに、教職員の参加を促しながら、児童・生徒がすすんで参加できるようにする。また、児童・生徒の地域活動での取組を通知表に記入する欄を設け、学校の教育活動以外での児童・生徒の様子を把握し、必要に応じて励ましや賞賛をするなどして児童・生徒が自ら主体的に活動を行う原動力とする。
- (ウ) 部活動改革として、特色のある部活動や4つのカテゴリーの部活動を設置するとともに、広域部活動の充実を図り「八王子市の部活動改革」がめざす方向性に基づき、ロードマップに則り段階的に進める。
- (エ) 近隣の保育園と協働して作成した「保・幼・小の架け橋期のカリキュラム」を活用して幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図る。また、保・幼・小・童連携の日を活用し、連携している保育園児及び幼稚園児の情報を交換して相互理解を推進するとともに、本校に入学する就学児については、すくてくシートを用いて必要な支援や配慮について保護者とも十分に共通理解を図り、「小一プロブレム」を軽減・解消させる。